



高齢者運転免許証

自主返納支援事業について

成田市では70歳以上の方の運転免許証の自主返納を支援します。
 自動車の運転が不安だと感じたら、運転免許証の自主返納を検討してみませんか？

支援内容

公共交通機関などで使用できる、交通系 IC カード 10,000円相当分 を 1 枚 給付 します。
(利用料金9,500円分+デポジット500円)

交通系
IC カード



※給付は 1 人 1 回 限り です。

対象者

次の項目すべてに該当する方が対象となります。

- ① 自主返納してから 1 年以内に支援の申請をされる方
 - ② 運転免許証の自主返納日の年齢が70歳以上の方
 - ③ 自主返納日及び支援の申請日に成田市に住んでいる方
(成田市の住民基本台帳に記録されている方)
 - ④ すべての運転免許証を自主返納された方 (※)
- 

※「すべての運転免許証を自主返納された」とは、有効期限のある運転免許証を自主的に返納し、一切の運転免許証を持っていない状態になったことを意味します。例えば、普通自動車免許と原付免許をお持ちの方が、どちらの免許も返納した場合のことをいいます。なお、有効期限が切れた免許証は、自主返納の対象とはなりません。

手続きの流れ

① 自主返納手続き (警察署、運転免許センター)

県内の警察署または運転免許センターにて、自主返納手続きを行ってください。
 自主返納後、「**申請による運転免許の取消通知書**」が交付されますので、大切に保管してください。
 ※市役所では、運転免許証の自主返納手続きはできません。
 ※自主返納の手続きなどにつきましては、警察署または運転免許センターへお問い合わせください。

成田警察署	電話：0476-27-0110	千葉運転免許センター	電話：043-274-2000
		流山運転免許センター	電話：04-7147-2000

② 支援の申請手続き (市役所2階 交通防犯課窓口)

支援をご希望される方は、必要書類をご持参のうえ、申請手続きをお願いいたします。

◎**必要書類** (※書類の不備等にご注意ください)

- ①申請による運転免許の取消通知書 (自主返納後に交付されます)
- ②本人確認ができるもの
(運転経歴証明書・マイナンバーカード・健康保険証など)

【代理人による申請の場合】

- ①に加えて、
- ③委任状
- ④代理人の本人確認ができるもの

③ 支援の決定、給付

書類審査後、交通系 IC カード 10,000 円相当を給付いたします。

【支援の申請手続き及び問い合わせ先】
 〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
 成田市役所 市民生活部 交通防犯課 (市役所 2 階)
 電話：0476-20-1527
 (午前 8 時 30 分～午後 5 時【土・日・祝日・年末年始を除く】)